



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 9 3 号 令和 7 年 2 月 1 8 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
8 8	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
8 9	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1	交通誘導警備業務 2 級検定の実施期日等を公表する件	

徳島県告示第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和七年二月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

長生南部土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	飯田和義	飯田和義	阿南市長生町西山二三八
同	鶴羽好男	鶴羽好男	同 南川四二一
同	岡久正樹	岡久正樹	同 北浦四三一
同	岩橋義一	岩橋義一	同 岩ノ下九〇
同	清水茂美		同 明谷中沢一一五
同	奥田國夫		同 角ノ谷二二一
同	久積博文	久積博文	同 岩ノ下六〇二二
同	岡久英弘		同 段三三一
同	岡久正和		同 西山一一一
同	岡久秀信		同 下小原四四
同	神元益男		同 明谷中沢八七二二
同	岡久清美	岡久清美	同 西山二二二二
同		新居 修	同 角ノ谷八九
同		神元敏弘	同 明谷中沢六九
同		久積武信	同 北浦六九二
同		近藤時茂	同 下小原七
同		清 利彦	同 段五一
同		岩橋誠二	同 西山一八六
同		田村喜彦	同 山地五
同	田村喜彦	村主多恵子	同 角ノ谷七二
同		岡久義則	同 津乃峰町東分九九二四
同	久積武信		同 長生町北浦六九二二
同	蔭野英實		同 租ヶ谷七二

徳島県告示第八十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和七年二月十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

同	処分をした年月日	処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
		商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名	許可番号		
同	令和六年十月十日	有限会社金隆組 徳島市国府町延命五三四番地 金谷 隆次	徳島県知事許可 （般・〇三） 第七二二七号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （左官工事業に関する一般建設業許可）	建設業法第十二条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第二十九条第一項第五号に該当すると認められる。
同	同 十七日	有限会社楽原建設 吉野川市鴨島町山路九〇二番地 七 前垣 浩子	同 （般・〇二） 第七二〇六号	同 （建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業許可）	同
同	同 三十一日	前田総建株式会社 阿南市領家町天神原四五四番地 一リツチDe阿南 四〇三号室 前田 麻衣子	同 （般・〇一） 第三〇一一九号	同 （とび・土工工事業及び管工事業に関する一般建設業許可）	同
同	同 十一月八日	有限会社西沢建材センター 海部郡海陽町大里字下中須三七番地 西沢 貴朗	同 （般・〇二） 第五六七〇号	同 （屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業許可）	同
同		ダイヒョウ株式会社	同		

二十九日	鳴門市撫養町齋田字大堤一四八番地 新公一	(般・〇二) 第一四二三号	(土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業許可)	
------	-------------------------	------------------	---------------------------	--

徳島県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和7年2月18日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和7年6月16日（月）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

(2) 実施場所

アスティとくしま

（徳島市山城町東浜傍示1番地1 電話088-624-5111）

3 受検定員

30人

4 受検資格

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 徳島県内に住所を有する者

(2) 徳島県外に住所を有し、徳島県内に所在する営業所に所属している法第2条第4項に規定する警備員

5 検定申請手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和7年4月14日（月）から同月18日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）
1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は、認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和7年5月12日（月）から同月16日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、14,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、警笛、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、雨着（雨天時に使用する。）を持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。